

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

告 示

静岡市告示第304号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部について指定を解除したので、次のとおり告示する。

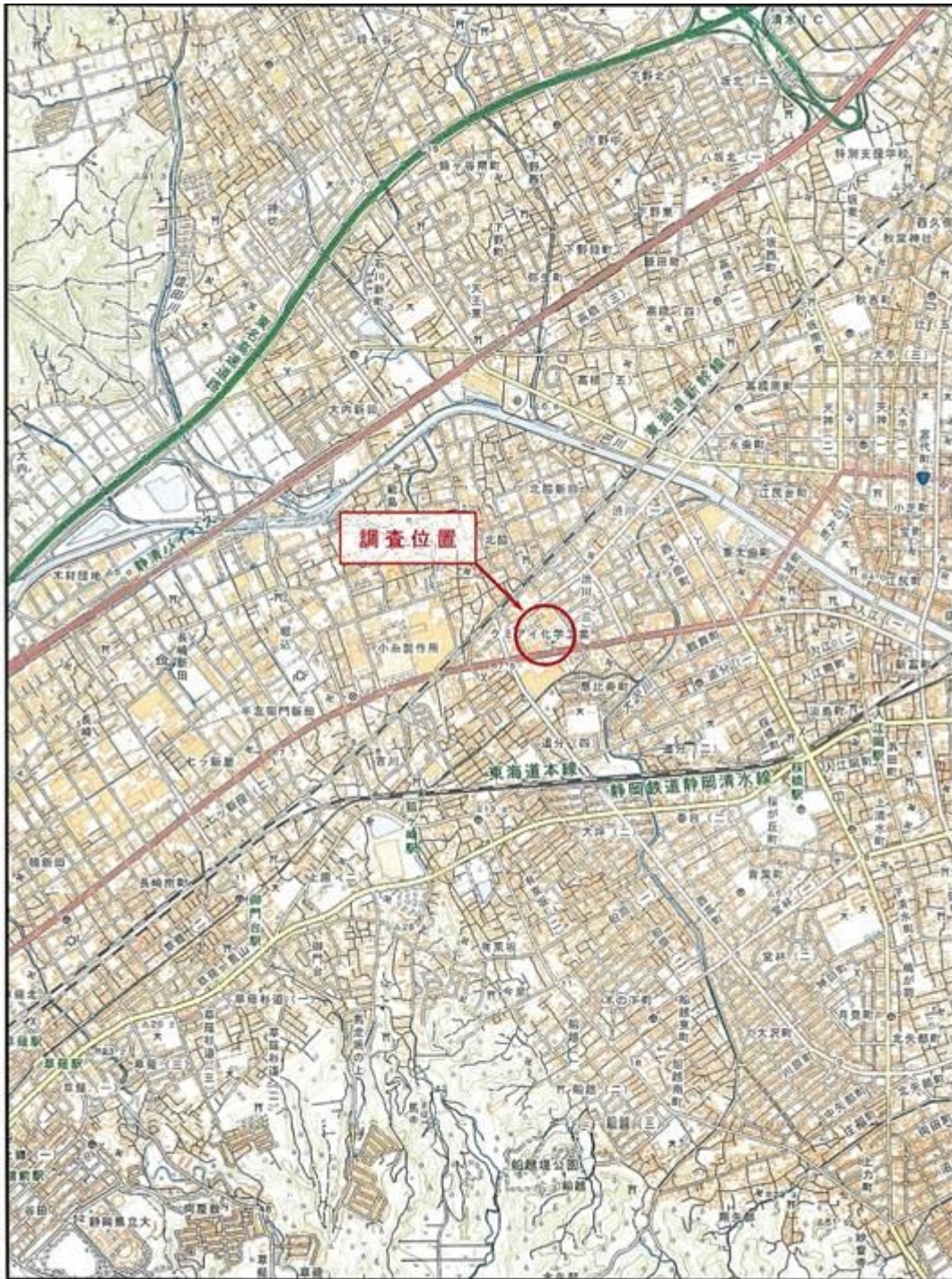
令和 5 年 4 月 27 日

静岡市長 難 波 喬 司

記

- 1 指定を解除する要措置区域
静岡市清水区北脇新田字上ノ坪598番の一部（別図のとおり）
- 2 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
原位置での浄化による除去
- 3 当該区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン

別図 (周辺地図)



※ 国土地理院発行の2万5千分の1地形図

静岡市清水区北脇新田字上ノ坪598番の一部

(平面図)

要措置区域の指定を解除した区域 (黄色部分)

